

令和3年11月24日

保護者各位

八戸市立島守小学校
校長 日山 寿 康
八戸市立島守中学校
校長 米田 裕 子

非常災害時における対応について（改訂版）

霜秋の候、皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、八戸市教育委員会からの令和3年11月5日付け通知「地震発生時における対応の変更について」と11月16日付け通知「特別警報時における対応について」を受け、従来の対応を変更し、島守小学校、中学校では、以下のように対応いたします。引き続き保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

1 各種特別警報発令時における対応

	各種特別警報発令
自宅にいる場合（夜半・早朝も含む）	・原則として「臨時休業」とする。
学校にいる場合	・校長が児童・生徒、教職員の安全を最優先に総合的に判断して、「保護者（家族）引き渡し」「学校待機」等対応を決めます。 *連絡方法は4その他（1）を参照

2 地震が発生した場合

	震度5弱以上	震度5弱未満(大きな被害等がない場合)
自宅にいる場合（夜半・早朝もふくむ）	・原則として「臨時休業」ですが、被害の状況によっては、市教育委員会の判断で「臨時休業としない」こともあります。 *「臨時休業としない」場合は市教育委員会が学校安全情報配信メールで連絡します。	・原則として、「出校」とします。 ・保護者の方が登校させることが危険と判断された場合は、学校へ電話連絡の上、自宅待機させてください。その後、安全が確認された場合は登校させてください。その際は、欠席や遅刻とはなりません。
学校にいる場合	・校長が総合的に判断して、「保護者（家族）引き渡し」「集団下校」「平常通りの教育活動継続」等の対応を決めます。 *学校から学校安全情報配信メールで連絡します。	・大きな被害等がない場合は、通常どおり授業を行います。 ・停電の場合、給食が実施できない場合、校舎の水道やトイレの使用に不具合がある場合は、状況から判断して授業を途中で中止して、下校させる場合もあります。 ・「保護者（家族）引き渡し」か「集団下校」となります。

登下校中の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ家族で相談し、対応を決めておいてください。 (学校に避難する、自宅に戻る、待ち合わせの場所の確認 など) 「学校に避難する」以外の対応を取った場合、可能であればその時点での所在・安全確認の連絡(電話・メール)をしてください。なければ学校から電話で確認をし、出られない方には家庭訪問をして確認することになります。
---------	--

3 台風、暴風雨等の災害が発生した場合

(1) 登校に際して危険が予想される場合

- ・登校前に「暴風雨警報」等が発令されている場合、保護者の判断で登校させるかさせないか、または、遅れて登校するかを決めてください。その際は、学校へ電話連絡をしてください。欠席・遅刻とはなりません。
- ・登校前に学校から、休校や活動の中止等についてメール配信や電話連絡をすることがあります。
- ・近所で道路の冠水、危険箇所がある場合は、学校に連絡してください。

(2) 登校後に「暴風雨警報」等が発令された場合

- ・気象状況や通学路等の状況から判断し、授業を中止してすみやかに下校させる場合があります。その際は、学校からメール配信や電話でお知らせします。
- ・危険な状態が継続する場合は、学校に留め置き、保護者に直接引き渡します。

(3) 停電及び断水の場合

- ・朝6時の時点で、学区内が停電の場合や断水の場合は、原則として「臨時休業」とします。

4 その他

(1) 通信手段が断たれた場合

- ・基本的な通信手段の優先順位は①学校安全情報配信メール②電話③学校玄関への貼り紙となります。災害によっては通信手段が途絶える場合もありますので、必要に応じ家庭訪問の上、安全確認をしたり、直接自宅まで職員が付き添って帰宅する場合があります。

(2) 保護者への児童・生徒の「引き渡し」について

- ・原則として、保護者でなければ引き渡しをいたしません。状況によっては祖父母等ご家族でも可とします。
- ・保護者(家族)と連絡が取れない場合は、児童・生徒を学校に留め置きます。

(3) 自宅待機している場合

- ・小、中学校からの安否確認や連絡がありますので、原則児童・生徒を自宅に留め置くようお願いいたします。もし、安全の為自宅以外に自主的に避難される場合は学校に連絡くださるようお願い申し上げます。

(4) 熊や猿等が出没した際は、小学校と中学校と電話連絡を取り、連携して対応します。

※ このお知らせは、各家庭の見やすい場所に掲示をお願いします。